

## 《徴収基準額表》

世帯の階層区分		基準月額	加算月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯（A階層に該当する世帯を除く。）	2,600円	260円
C	（A階層に該当する世帯を除く。）当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の世帯	5,400円	540円
D 1	当該年度分の市町村民税が15,000円以下	7,900円	790円
D 2	15,001円以上21,000円以下	10,800円	1,080円
D 3	21,001円以上51,000円以下	16,200円	1,620円
D 4	あつて、その市町村民税所51,001円以上87,000円以下	22,400円	2,240円
D 5	87,001円以上171,300円以下	34,800円	3,480円
D 6	得割の額の区分が次の額であるもの（A階層、B階層及びC階層に該当する世帯を除く。）171,301円以上252,100円以下	49,400円	4,940円
D 7	252,101円以上342,100円以下	65,000円	6,500円
D 8	342,101円以上450,100円以下	82,400円	8,240円
D 9	450,101円以上579,000円以下	102,000円	10,200円
D 1 0	579,001円以上700,900円以下	123,400円	12,340円
D 1 1	700,901円以上849,000円以下	147,000円	14,700円
D 1 2	849,001円以上1,041,000円以下	172,500円	17,250円
D 1 3	1,041,001円以上1,222,500円以下	199,900円	19,990円
D 1 4	1,222,501円以上1,423,500円以下	229,400円	22,940円
D 1 5	1,423,501円以上	全額	全額に0.1を乗じて得た額。ただし、その額が26,300円に満たない場合にあつては、26,300円とする。